

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

ページ

○庁舎管理規則の一部を改正する規則	(管財課)	一
○介護福祉士等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	二
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	二
○宮城県拓桃医療療育センター管理規則の一部を改正する規則	(同)	二
○証紙規則の一部を改正する規則	(会計課)	二
告 示		
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	四
○県営土地改良事業計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	五
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	五
○土地区画整理組合の定款変更の認可	(同)	六
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	六
○都市計画事業の認可(二件)	(同)	六
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	七
○土地改良区役員の就任の届出	(同)	七

<p>○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定</p> <p>○開発行為に関する工事の完了</p> <p>人事委員会</p> <p>○人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則</p> <p>雑 報</p> <p>○宮城県住宅供給公社による県営住宅等の管理代行に関する公告</p>	<p>規 則</p>	<p>庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成二十五年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>○宮城県規則第六号</p> <p>庁舎管理規則の一部を改正する規則</p> <p>庁舎管理規則(昭和四十年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二号中、「企業局及び病院局」を「及び企業局」に改める。</p> <p>第三条第二項の表地方機関の庁舎の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td>地方合同庁舎(二以上の地方機関の用に供されている一の庁舎をいう。以下同じ。)</td> <td>当該地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長</td> </tr> <tr> <td>地方単独庁舎(地方合同庁舎以外の地方機関の庁舎をいう。)</td> <td>当該地方機関の長</td> </tr> </table> <p>を</p>	地方合同庁舎(二以上の地方機関の用に供されている一の庁舎をいう。以下同じ。)	当該地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長	地方単独庁舎(地方合同庁舎以外の地方機関の庁舎をいう。)	当該地方機関の長	<table border="1"> <tr> <td>地方合同庁舎(大河原合同庁舎、仙台合同庁舎、大崎合同庁舎、栗原合同庁舎、登米合同庁舎、石巻合同庁舎及び気仙沼合同庁舎をいう。以下同じ。)</td> <td>当該地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長</td> </tr> <tr> <td>地方庁舎(地方機関の用に供されている地方合同庁舎以外の庁舎をいう。以下同じ。)</td> <td>一の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の長、二以上の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の管理を分掌する地方機関の長</td> </tr> </table> <p>に改める。</p>	地方合同庁舎(大河原合同庁舎、仙台合同庁舎、大崎合同庁舎、栗原合同庁舎、登米合同庁舎、石巻合同庁舎及び気仙沼合同庁舎をいう。以下同じ。)	当該地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長	地方庁舎(地方機関の用に供されている地方合同庁舎以外の庁舎をいう。以下同じ。)	一の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の長、二以上の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の管理を分掌する地方機関の長	<p>第十四条第一項中、「本庁の庁舎及び地方合同庁舎」を「庁舎」に改め、同条第二項の表行政庁舎の項中、「企業局並びに病院局」を「並びに企業局」に改め、同表に次のように加える。</p>
地方合同庁舎(二以上の地方機関の用に供されている一の庁舎をいう。以下同じ。)	当該地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長												
地方単独庁舎(地方合同庁舎以外の地方機関の庁舎をいう。)	当該地方機関の長												
地方合同庁舎(大河原合同庁舎、仙台合同庁舎、大崎合同庁舎、栗原合同庁舎、登米合同庁舎、石巻合同庁舎及び気仙沼合同庁舎をいう。以下同じ。)	当該地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長												
地方庁舎(地方機関の用に供されている地方合同庁舎以外の庁舎をいう。以下同じ。)	一の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の長、二以上の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の管理を分掌する地方機関の長												

地方庁舎  
地方機関の事務室及び当該地方機関の管理に属する室  
当該地方機関の長

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

介護福祉士等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

介護福祉士等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則  
介護福祉士等修学資金貸付条例施行規則（平成五年宮城県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第十一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第二号の表第二号中「又は老人保健法に規定する看護強化病床により構成される病棟」及び「又は老人保健法に規定する看護強化病床を有する病室」を削り、同表第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十四年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第十号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

宮城県拓桃医療療育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

宮城県拓桃医療療育センター管理規則の一部を改正する規則  
宮城県拓桃医療療育センター管理規則（平成十七年宮城県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

証紙規則の一部を改正する規則  
証紙規則（昭和三十九年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。  
知事は、証紙の売りさばき手数料として、第九条第一項の売りさばき人にあつては当該年度における証紙買受け代金の合計額を次の表の上欄に掲げる金額に区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に相当する金額を、同条第二項の売りさばき人にあつては証紙売りさばき高の百分の一・〇五に相当する金額をそれぞれ交付するものとする。

十億円以下の金額	百分の三・一五
十億円を超え十五億円以下の金額	百分の二・八三五
十五億円を超え二十億円以下の金額	百分の二・七三

二十億円を超える金額	百分の二・六二五
二十五億円を超える金額	百分の二・五一

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の証紙規則第十一条第一項の規定は、平成二十五年四月一日以後の証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同年三月三十一日までの証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第百八十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年五月九日	栗原市 栗駒	午後二時三十分から午後三時三十分まで	栗駒総合支所
同 五月十日	栗原市 栗駒	午後二時三十分から午後三時三十分まで	栗駒総合支所
同 五月十三日	栗原市 花一山迫	午後二時三十分から午後三時三十分まで	一迫公民館正面玄関前
同 五月十四日	栗原市 鷺沢	午後二時三十分から午後三時三十分まで	鷺沢振興センター
同 五月十五日	栗原市 畑柳川岡南	午後二時三十分から午後三時三十分まで	若柳多目的研修センター
同 五月十六日	栗原市 若柳川北有賀・大岡	午後二時三十分から午後三時三十分まで	若柳公民館
同 五月十七日	栗原市 金成	午後二時三十分から午後三時三十分まで	金成農村環境改善センター

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇二〇〇七五三	石巻市かもめ学園 石巻市向陽町三丁目十番七号	児童発達支援 放課後等デイサービス	石巻市	平成二十五年四月一日
〇四五〇二〇〇七八七	石巻市大橋三丁目七番六号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人夢みの里	平成二十五年四月一日
〇四五〇二〇〇八〇三	児童福祉サービスマイ 石巻市中央二丁目九番六号	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社北上の郷	平成二十五年四月一日
〇四五〇七〇〇二四〇	名取市若竹園 名取市増田一丁目八番三十二号	児童発達支援	名取市	平成二十五年四月一日
〇四五〇七〇〇三二五	びっぴ名取 名取市増田一丁目十三番一号	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ひよこ会	平成二十五年三月一日
〇四五〇九〇〇一六一	たけちゃんち 多賀城市高橋四丁目十九番七号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人幸創	平成二十五年三月一日
〇四五二一〇〇一八四	びっぴ岩沼 岩沼市土ヶ崎三丁目九番七号	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ひよこ会	平成二十五年三月一日
〇四五二一〇〇二二六	ゆうちゃんち 岩沼市小川字下川原五十三番地四	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定非営利活動法人幸創	平成二十五年三月一日

○宮城県告示第百八十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五二二〇〇二二六	高清水 高清水保健福祉センター 高清水市高清水	児童発達支援 放課後等デイサービス	高清水市	平成二十五年三月一日
〇四五二二〇〇二二七	瀨波 瀨波市瀨波	児童発達支援 放課後等デイサービス	瀨波市	平成二十五年三月一日
〇四五二二〇〇二二八	志波 志波市志波	児童発達支援 放課後等デイサービス	志波市	平成二十五年三月一日
〇四五二二〇〇二二九	築波 築波市築波	児童発達支援 放課後等デイサービス	築波市	平成二十五年三月一日
〇四五二二〇〇二三〇	栗原市 栗原市栗原	児童発達支援 放課後等デイサービス	栗原市	平成二十五年三月一日

〇四五二四〇〇一七九	巨理町二杉園 巨理郡巨理町三十四番地 鳥字吹田三十四番地	児童発達支援	巨理町	平成二十五年 四月一日
〇四五二六〇〇二四〇	幸ちゃん家 宮城郡利府町しらか し台六丁目一番十号	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人幸創	平成二十五年 三月一日
〇四五二七〇〇五一	みーちゃんち 黒川郡大和町吉岡上 道下三十五番一	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人幸創	平成二十五年 三月一日

〇宮城県告示第百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害  
児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四  
の規定により告示する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四五〇二〇〇七七九	児童デイサービス字 童クラブびのつちお 石巻市大橋三丁目七 番六号	児童発達支援	特定非営利活 動法人夢みの 里	平成二十五年 二月二十八日
〇四五〇七〇〇二五七	名取市若竹園 名取市増田一丁目八 番三十二号	放課後等デイサ ービス	名取市	平成二十五年 三月三十一日
〇四五〇七〇〇二六五	AndYouなとり 名取市那智が丘一丁 目五・二十一	児童発達支援	一般社団法人 悠優会	平成二十五年 二月二十八日
〇四五〇七〇〇二八一	AndYouの丘 名取市那智が丘一丁 目五・二十一	児童発達支援	一般社団法人 悠優会	平成二十五年 二月二十八日
〇四五二四〇〇一八七	巨理町二杉園 巨理郡巨理町達限鹿 鳥字吹田三十四番一	放課後等デイ サービス	巨理町	平成二十五年 二月二十八日
〇四五二六〇〇二五七	社会福祉法人利府町 社会福祉協議会児童 デイサービスセン ター「すきつば」 宮城郡利府町森郷字 名古曾十二・二	児童発達支援	社会福祉法人 利府町社会福 祉協議会	平成二十五年 三月三十一日

〇宮城県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県宮気仙沼地区土  
地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））計画を定めたので、同  
条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。  
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の  
日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申  
立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日  
の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴  
えを提起することができる。  
平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十五年三月十九日から平成二十五年四月十七日まで
- 三 縦覧場所  
気仙沼市役所

〇宮城県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県宮南三陸地区土  
地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））計画を定めたので、同  
条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。  
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の  
日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申  
立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日  
の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴  
えを提起することができる。  
平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十五年三月十九日から平成二十五年四月十七日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

○宮城県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

杭ヶ浦地区

二 処分の年月日

平成二十五年三月八日

○宮城県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

二 1 気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十二号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百九十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十五年三月十九日

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所の所在地

石巻市蛇田字新大塚三百五十四番地一

三 設立認可の年月日

平成十五年三月五日

四 変更の内容

総代の定数

(変更前)第三十七条 総代の定数は、二十七人とし、所有権及び借地権者の組合員から選挙する。  
(変更後)第三十七条 総代の定数は、二十九人とし、所有権及び借地権者の組合員から選挙する。

五 変更認可の年月日

平成二十五年三月十三日

○宮城県告示第九十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十五年三月十九日

一 組合の名称

石巻市南境土地区画整理組合

二 事務所の所在地

石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三 設立認可の年月日

平成九年十二月十五日  
変更認可の年月日  
平成二十五年三月十三日  
○宮城県告示第九十六号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成二十五年三月十九日

一 施行者の名称

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年三月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県亘理郡山元町浅生原字新田、字館東、字館新田、字新館東、字新館前、字南山下、字日向、字井戸下、字館前及び字角田地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成二十五年三月十九日

一 施行者の名称

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年三月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県亘理郡山元町坂元字町、字町東及び字荒井地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九十八号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年三月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年三月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐 幸

○宮城県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美里東部土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年三月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐 幸

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年二月二十七日	浅野目 新悦	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百二十六番地二	理事

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十五年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
てんかん病院ベーター	岩沼市北長谷字畑向山南二十七・四	平成二十五年一月一日
医療法人社団KNI北原ライフサポートクリニック東松島	東松島市川下内響百三十一・三十二	平成二十五年一月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トミザワ薬局美田園店	名取市美田園七・十八・二	平成二十五年一月一日
みらい調剤薬局	栗原市築館源光四・四十六	平成二十五年一月一日
ヤマザワ調剤薬局仙塩利府病院前店	宮城郡利府町青葉台二・二・百十	平成二十五年一月一日
城南めぐみ薬局	多賀城市城南一・十・十九	平成二十五年一月一日
サイカ調剤薬局大館店	伊具郡丸森町字大館三・百九	平成二十五年三月一日
フレンド薬局白石	白石市長町五十五・一	平成二十五年三月一日
日本調剤石巻薬局	石巻市駅前北通り一・十四・二十九	平成二十五年三月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。



87	104	91	98		94			53	56	54	58
88	105	91	99	33	95	94	30	53	57	55	59
88	106	91	100	34	95	94	31	53	58	55	60
89	107	92	101	34	95	95	31		59	55	61
	108	92	101	35	96	95	31	に、	60	55	62
		92	102		96	96	31		61	56	63
に、	に、	93	102	に改め、別表第七二の表中	96	96	32	31	を、	56	64
21	86	93	103		97	97	32	31		56	65
22	87	94	103		97	97	32	32	48	57	65
23	88	95	104		98	97	32	32	48	に、	66
24	89	96	104		98	98	33	32	49		66
25	90	97	105		99	98	33	33	49	49	67
25	91	98	106		99	98	33	33	49	50	を、
26	92	99	107	91		99	34	34	50	51	52
26	93	100	108	91	に、	99	34	34	50	52	52
27		101	109	92		99	35	35	50	53	53
27	を、	101	109	92	34	100		35	51	53	53
28		102	109	93	35		に改め、別表第七八の表中	36	51	54	53
28	85	102	109	94	36	を、		36	51	54	53
29	86	103	を、	95	37			37	52	55	54
29	86	103		96		93			52	55	54
30	87	104	90	97	を	94			52	56	54

64	45	48	50	50	28	表中		43	46	め、別表第七ホの表中	30
64	46	48	50	50	29		43	43	46		31
64	46	49	50	51	29	29	44	43	47	を、	
64	47	49	50	51	29	29	44				20
65		50	50	51	30	29	44	に、	を、		20
を、	に改め、別表第七トの表中	50	51	52	30	30	45		40	40	21
61		51	51	52	30	30	45	44	40	40	21
62		を、	51	53	31	31	45	44	40	40	21
62		42	51	53	31	31	46	45	40	41	22
62		42	に、	54	32	31	46	45	41	41	22
62	62	43	43	55	32	32	47	46	41	42	23
62	62	43	を、		32	32	47	47	41	42	23
62	62	43			33	33	48	47	41	42	24
63	62	44	44	48	33	33	48	48	42	43	24
63	62	44	45	48	に、	34	48	49	42	43	25
63	63	44	46	49		34	49	49	42	44	25
63	63	45	47	49	49	35	50	50	42	44	26
63	63	45	49	49	49	を、	51	51	43	45	26
64	63	45	47	49	50	28			43	45	27
64	64	45	47	49					43	に改	

